

量の見込みと確保策（案）

1 益城町における児童人口の推計

平成22年～25年の1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、平成27～31年の児童人口を推計しました。推計結果によると、0～5歳児は平成27年の2,053人から同31年には1,944人となり、109人の減少。小学生の児童に概ね相当する6～11歳児は平成27年の2,075人から同31年には2,240人となり、165人増加すると予測されます。

<詳細>

- ①平成25年4月1日時点の益城町住民基本台帳年齢別人口をもとにコーホート変化率法で算出
- ②コーホート変化率は、直近3か年の年齢別変化率平均を使用（「平成22年～23年」「平成23年～24年」「平成24年～25年」）
- ③各年の出生率及び男女按分は、平成22年、23年、24年の3か年の実績平均を使用
- ④0歳児人口は、3か年の「出生数→0歳児」移行率平均を使用（「平成22年～23年」「平成23年～24年」「平成24年～25年」）

■推計児童人口

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計	
推計人口	平成27年	296人	328人	332人	360人	376人	361人	2,053人
	平成28年	290人	323人	337人	342人	366人	384人	2,042人
	平成29年	284人	317人	332人	347人	348人	374人	2,002人
	平成30年	279人	311人	326人	342人	353人	356人	1,967人
	平成31年	273人	306人	320人	336人	348人	361人	1,944人

児童年齢	6歳児（小1）	7歳児（小2）	8歳児（小3）	9歳児（小4）	10歳児（小5）	11歳児（小6）	6～11歳合計	
推計人口	平成27年	392人	328人	333人	352人	344人	326人	2,075人
	平成28年	363人	397人	330人	335人	354人	344人	2,123人
	平成29年	386人	367人	399人	332人	337人	354人	2,175人
	平成30年	376人	390人	369人	402人	334人	337人	2,208人
	平成31年	358人	380人	392人	372人	404人	334人	2,240人

児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計	
推計人口	平成27年	319人	326人	332人	323人	323人	316人	1,939人
	平成28年	324人	319人	327人	330人	322人	320人	1,942人
	平成29年	342人	324人	320人	325人	329人	319人	1,959人
	平成30年	352人	342人	325人	318人	324人	326人	1,987人
	平成31年	335人	352人	343人	323人	317人	321人	1,991人

2 益城町の家庭類型

国の基本指針によると、量の見込みの算出にあたっては、「潜在的ニーズを含めて量の見込みを算出し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえることとされています。

本町では、この指針に沿って町民の潜在的なニーズを勘案しつつ、町の実情に合った見込み量を算出します。

見込み量の算出にあたっては、「益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査」の結果から、対象となる子どもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下のタイプAからタイプFの8種類に類型化しました。そして、現在の家庭類型と母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の分布を算出しました。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況	備考(保育の必要性等)
タイプA	ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	
タイプD	専業主婦(夫)	
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	
タイプF	無業×無業	

年齢別にみた家庭類型<現状>

単位:%

タイプ	A	B	C	C' (パート短)	D	E	E' (パート短)	F	合計
0歳~就学前	7	36	17	6	33	0	0	0	100
0歳	9	50	4	4	33	0	0	0	100
1・2歳	7	32	22	4	35	0	0	0	100
3歳~就学前	6	33	20	8	33	0	0	0	100



年齢別にみた家庭類型<潜在>

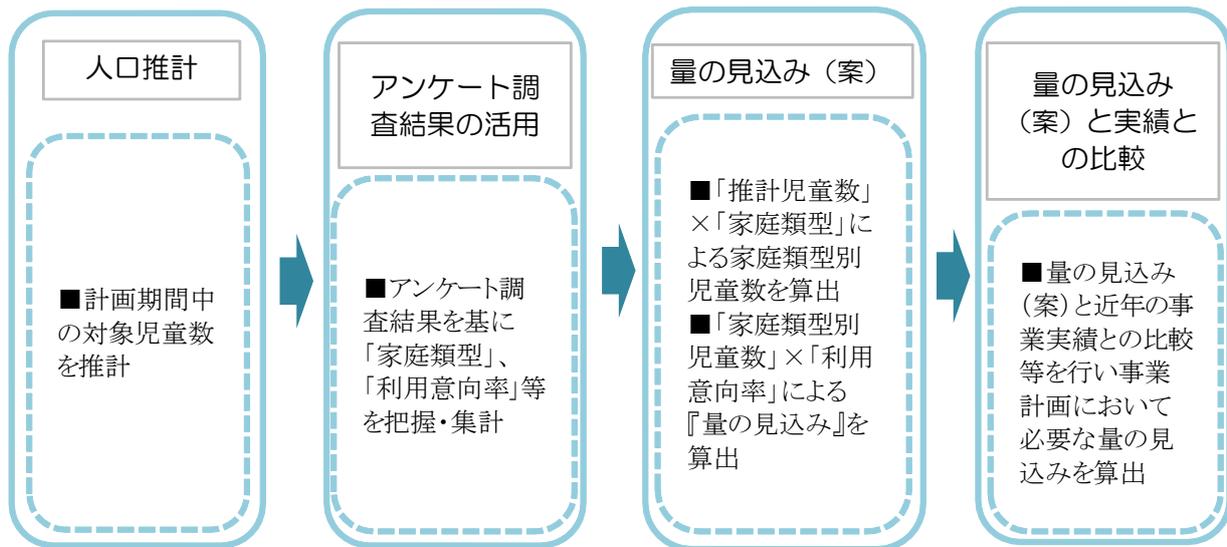
単位:%

タイプ	A	B	C	C' (パート短)	D	E	E' (パート短)	F	合計
0歳~就学前	7	40	19	8	26	0	0	0	100
0歳	9	53	9	5	24	0	0	0	100
1・2歳	7	36	25	7	25	0	0	0	100
3歳~就学前	6	37	19	10	27	1	0	0	100

3 量の見込みの算出方法

国が示した「作業の手引き」に基づき、「人口推計」や「アンケート調査の結果」より算出した「量の見込み（案）」と「近年の事業実績」との比較や利用実態の検証等を行い事業計画において必要な「量の見込み」を算出しました。

○量の見込みの算出方法の概要



4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域(案)

「提供区域の設定」とは、子ども・子育て支援法第61条で、市町村子ども・子育て支援事業計画において、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとしています。

このことから、本町における人口の動向、平成25年度に実施した「益城町子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査」の結果、保育所及び幼稚園の設置状況等を勘案し、本町では既存の幼稚園や保育所を中心とする社会資源を活用した支援を進める必要があると考えます。

併せて、サービスの利用対象者は子育て世帯であり、行動範囲が広く若い年代となっています。また、幼稚園では送迎バス等の通園手段が整備されている状況にあります。

このことから、本町における新制度の区域設定については、町全域を1つの区域として設定し、子ども・子育て支援事業計画に係る事業の推進を図るものとしします。

5 量の見込みを定める事業とその事業内容

以下の事業について、量の見込みと確保の方策及び確保の時期を定めました。

対象事業(教育・保育)		事業内容
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	1号(3～5歳)が対象。認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を持つ施設。幼稚園は学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までの子どもの幼児期の学校教育を行う施設
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	2号(3～5歳)が対象。幼稚園は上記の事業内容参照
	保育認定②(認定こども園及び保育所)	2号(3～5歳)が対象。保育所は保護者の就労や病気などにより、家庭で子どもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までの子どもを保育する施設。認定こども園は上記の事業内容参照
3	保育認定③(認定こども園及び保育所＋地域型保育)	3号(0歳、1～2歳)が対象。地域型保育事業は市町村の認可事業で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにより、小規模保育(利用定員6～19人)、家庭的保育(同5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。認定こども園と保育所は上記の事業内容参照
対象事業(地域子ども・子育て支援事業)		事業内容
1	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	幼稚園の一時預かりは通常の教育時間の終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業。一時預かり事業は保護者の仕事等の都合により子どもを一時的に預かる事業
2	時間外保育事業	11時間の開所時間の前後の時間に、さらに延長して保育を実施する事業
3	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるように、身近な場所で支援を行う事業
4	放課後児童健全育成事業(学童保育所・学童クラブ)	放課後等、就労などにより昼間家庭に保護者のいない子どもを対象に、指導員の支援の下で遊びや生活の場を提供する事業
5	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に家庭での保育が困難な場合に、児童擁護施設などで子どもを預かる事業

対象事業(地域子ども・子育て支援事業)		事業内容
6	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な事業提供につなげる事業
7	養育支援訪問事業(要保護児童等に対する支援に資する事業)	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。対象は乳児家庭全戸訪問事業等により把握した必要と認められる児童や保護者等
8	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター)	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業
9	病児・病後児保育事業	子どもが病気などのために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労などにより家庭での保育が難しいときに、子どもを医療機関などに併設した施設で預かる事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	会員登録した地域住民が自宅で子どもを預かる事業。預かる会員と預ける会員による相互援助活動
11	妊婦健康診査	母子の健康状態を確認するため、問診や血液検査、超音波検査などを行う健康診査

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育に係る給付(施設型給付・地域型保育給付)を受けるには、その子どもの「保育の必要性」について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。

認定区分は以下の通り(主に、「年齢」と「保育の必要性」の有無による区分)です。

- | |
|--------------------------------|
| 1号認定:3-5歳児 幼児教育のみの利用(保育の必要性なし) |
| 2号認定:3-5歳児 保育の必要性あり |
| 3号認定:0-2歳児 保育の必要性あり |

(1)教育・保育(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業)の量の見込み並びに確保策

<国の示す計画作成の基本指針(案)>

- ・「就労時間短家庭」は専業主婦(夫)家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類されます。
- ・「保育の必要性の認定を受け得る家庭」は、年齢に応じて「保育認定②(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定③(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類されます。
- ・ただし、ひとり親家庭(タイプA)、共働き家庭(タイプB、タイプC、タイプE)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①(幼稚園)」に分類されます。

教育・保育区分

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号(3~5歳)	専業主婦(夫)家庭 勤労時間短家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定①	2号(3~5歳)	共働きだが幼稚園利用のみの家庭	幼稚園
保育認定②		共働き家庭等	認定こども園・保育所
保育認定③	3号(0歳、1~2歳)	共働き家庭等	認定こども園・保育所 地域型保育

<量の見込みと実績>

- 1号及び2号学校教育の利用希望が強いとは、現在の幼稚園の利用を希望されているものであり、ニーズ調査による量の見込みが実績を上回っています。利用希望と実際の利用には差があること、幼稚園の定員数等を勘案して420人分を確保します。
- 2号認定子ども園及び保育所、3号(0歳)(1・2歳)は、現在の保育所の利用を希望されているものであり、ニーズ調査による量の見込みが実績を大きく上回っていますが、特に「0歳保育」については実績と今後の伸びを勘案した確保量を設定しました。

平成26年3月31日の利用人数

単位:人/月

	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上で保育が必要		0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要
		教育希望 が強い	左記以外 (認定こども 園、保育所)		
幼稚園	402	/			
認定こども園(幼稚園部分)	0				
認定こども園(保育所部分)	/		0	0	0
保育所			513	87	324
小規模保育、家庭的保育、事業所内保育(*)			/		0

(*)子ども・子育て支援新制度における地域型保育給付の対象となると見込まれるもののみ。

<確保方策>

人口推計によると、0～5歳児の人口は平成27年をピークに穏やかに減少していくことになっており、確保の方策としては既存保育所の定員増と既存施設の認定こども園への移行によって行い、定員を超えた弾力的運用を図りニーズに対応していきます。

1号及び2号（学校教育の希望が強い）は、既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）で確保します。

2号（上記以外）及び3号は、既存の保育所、認定こども園（保育所機能部分）及び地域型保育事業（家庭的保育事業等）で確保します。

平成27年度

単位:人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望		3歳以上で保育が必要				0歳保育 が必要		1・2歳保育 が必要	
			教育希望 が強い		左記以外 (認定こども園、 保育所)					
量の見込み	368		671				207		428	
			132	539						
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					645	10	100	10	395	10
地域型保育事業							8	3	17	3

平成28年度

単位:人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望		3歳以上で保育が必要				0歳保育 が必要		1・2歳保育 が必要	
			教育希望 が強い		左記以外 (認定こども園、 保育所)					
量の見込み	366		669				203		428	
			132	537						
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					645	10	100	10	395	10
地域型保育事業							8	3	17	3

平成29年度

単位:人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望	3	3歳以上で保育が必要				0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要		
			教育希望 が強い	左記以外 (認定こども園、 保育所)						
量の見込み	358		654				199		421	
			129	525						
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					645	10	100	10	395	10
地域型保育事業							8	3	17	3

平成30年度

単位:人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望	3	3歳以上で保育が必要				0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要		
			教育希望 が強い	左記以外 (認定こども園、 保育所)						
量の見込み	352		643				195		413	
			127	516						
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					645	10	100	10	395	10
地域型保育事業							8	3	17	3

平成31年度

単位:人/月

	1号		2号				3号			
	3歳以上 教育希望	3	3歳以上で保育が必要				0歳保育 が必要	1・2歳保育 が必要		
			教育希望 が強い	左記以外 (認定こども園、 保育所)						
量の見込み	350		640				191		406	
			126	514						
確保方策										
幼稚園	380	3	40	3						
認定こども園(幼稚園部分)	0	0	0	0						
認定こども園(保育所部分)					0	0	0	0	0	0
保育所					645	10	100	10	395	10
地域型保育事業							8	3	17	3

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策

①-1 一時預かり事業(在園児対象型)

幼稚園における通常の教育時間終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業です。

<量の見込みと実績>

- 在園児型の一時預かり事業については、現行制度の「幼稚園における長時間預かり」が移行するものです。
- ニーズ調査による量の見込みは実績を大幅に上回っていたことから、実績に今後の伸びを勘案した量の見込みを設定しました。

一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

(単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み	①1号認定による利用			270	1	268	1	263	1	258	1	257	1
	②2号認定による利用			3,730	1	3,716	1	3,641	1	3,579	1	3,560	1
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	3,820	1	4,000	1	4,000	1	4,000	1	4,000	1	4,000	1

<確保方策>

既存の幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能部分)で確保します。

①-2 一時預かり事業(「在園児対象型」以外)

<量の見込みと実績>

- ニーズ調査による量の見込みは実績を大幅に上回っていたことから、実績に今後の伸びを勘案した量の見込みを設定しました。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])

(単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み				412	1	417	1	417	1	417	1	420	1
確保方策	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター 事業[病児・緊急対応強化事業 を除く])	326	1	450	1	450	1	450	1	450	1	450	1

<確保方策>

一時預かり事業(「在園児対象型」以外)については、子育て援助活動支援事業の1カ所で実施で確保します。

②時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等に保育を実施する事業です。

<量の見込みと実績>

○平成27年度の量の見込み401人に対し、平成25年度実績の延長保育事業（補助対象）実施認可保育所8カ所における平成25年度実績は407人となっています。このことから計画における確保量はニーズ調査に基づいた量を参考に設定しました。

時間外保育事業

(単位:人、箇所)

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
			人	箇所								
量の見込み	407 8		401	10	399	10	391	10	384	10	380	10
確保方策			410	10	410	10	410	10	410	10	410	10

<確保方策>

実施箇所数については、平成27年度以降10カ所で確保を図ります。

③利用者支援事業

子ども・子育ての推進にあたって、利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

<量の見込み>

○利用者支援事業は、保育緊急確保事業要綱（案）により、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされています。

○国庫補助基準額（案）により、「1市町村当たりのカ所数は、10月1日時点0～5歳児人口を10,000で除して得られた数を上限とする。（1万人未満切り上げ）」とされていることから、本町の実施カ所数上限は1カ所となり、確保方策を検討しています。

利用者支援

(単位:箇所)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	—	—	—

<確保方策>

(検討中)

④放課後児童健全育成事業

○保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

<量の見込みと実績>

○ニーズ調査によると量の見込みは、実績の2倍程度となっていたことから、実績と今後の児童数の伸びを勘案して量の見込みを設定しました。

放課後児童健全育成事業

(単位:人、箇所)

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所
量の見込み			334	7	344	7	363	7	359	7	358	7
確保方策	265	5	340	7	370	8	370	8	370	8	370	8

<確保方策>

○確保の方策としては需要の多い広安西小学校は施設を整備し対応します。その他の小学校は空教室等を利用した定員増を図りニーズに対応していきます。

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病や仕事等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

<量の見込みと実績>

○ニーズ調査による量の見込みは実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定。確保量は年々増加傾向にあること、そして安全安心を目的とした事業の趣旨から、見込み量を上回る量を設定しました。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

(単位:人日、箇所)

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所
量の見込み			12	2	12	2	11	2	11	2	11	2
確保方策	11	2	36	2	36	2	36	2	36	2	36	2

<確保方策>

現在事業を実施している2カ所で実施し、ニーズに対応していきます。

⑥乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

○量の見込みは、過去の訪問実績等に基づいて、養育支援訪問事業の分も含めて設定しました。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

(単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	370	380	380	390	390
確保方策	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課

<確保方策>

町子ども課と健康づくり推進課で10人の実施体制を組み、見込み量を確保します。

⑦養育支援訪問事業(要保護児童等に対する支援に資する事業)

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる児童や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、援助、その他必要な支援を行う事業です。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

○量の見込みは、過去の訪問実績等に基づいて、乳児家庭全戸訪問事業の分も含めて設定しました。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

(単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	370	380	380	390	390
確保方策	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課	実施体制10人、実施機関：子ども課、健康づくり推進課

<確保方策>

町子ども課と健康づくり推進課で10人の実施体制を組み、見込み量を確保します。

⑧地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター)

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感に対応するため、乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込みと実績>

○ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績と想定する子どもの数の量を勘案して見込み量を設定しました。

地域子育て支援拠点事業

(単位: 人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み		700 1		766	1	754	1	739	1	726	1	715	1
確保方策				800	1	800	1	800	1	800	1	800	1

<確保方策>

1カ所で実施し、量の見込みを確保するとともに、ニーズに対応します。

⑨病児・病後児保育事業

保護者の就労等により子どもが病気の際に保育が困難な場合において、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する事業です。

<量の見込みと実績>

○ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績と今後の伸びを勘案して見込み量を設定しました。

病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

(単位: 人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み		475 1		637	1	645	1	645	1	646	1	651	1
確保方策	病児保育事業			720	1	720	1	720	1	720	1	720	1

<確保方策>

現在事業を実施している病児保育施設1カ所にて病後児保育を実施し、ニーズに対応していきます。

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生を対象として、児童の預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織であり、子どもの預かりを主とした相互援助活動を行う事業です（ここでは小学生が対象）。

<量の見込み>

○ニーズ調査に基づく量の見込みは平成27年度で18人、平成25年度の実績は11人となっています。ニーズ調査による量の見込みと今後の需要増を勘案して確保量を設定しました。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[就学児])

(単位:人日、箇所)

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み				18	1	18	1	18	1	19	1	20	1
確保 方策	子育て援助活動支援事業	11	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1

<確保方策>

現在事業を実施している1カ所で実施し、ニーズに対応していきます。

⑪妊婦健康診査

妊婦が安心・安全に出産できるように、妊娠中に定期的な健診を行うことで、母子の健康状態を確認する事業です。経済的な負担を少なくするために健診費用の助成を行っています。

<量の見込み(ニーズ調査によらず推計)>

○過去の実績に基づいて量の見込みを設定しました。

妊婦に対する健康診査

(単位:人 年間の実人数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	400	403	407	410	413
確保方策	各医療機関 に委託	各医療機関 に委託	各医療機関 に委託	各医療機関 に委託	各医療機関 に委託

<確保方策>

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付します。補助券が使用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。

検査項目：妊娠時期に応じた検査を実施

実施時期(望ましい基準)：妊娠初期より妊娠23週まで 4週間に1回

妊娠24週より妊娠35週まで 2週間に1回

妊娠36週以降分娩まで 1週間に1回